

明治・大正期における町村役場の文書管理について

—鳥取県東部の事例を中心に—

清水 太郎

はじめに

当館では平成一五年度より「市町村公文書保存支援事業」を行ってきた。本事業では平成の大合併を前に、過去の大合併前後に全国的に行われたといわれる旧町村役場文書の廃棄の再発を防止すべく、全市町村役場を訪問し、安易な文書廃棄の停止と適切な文書管理を要請してまわっている。ところで、本事業では、昭和の大合併以前の旧役場資料が現在の役場庁舎のどこに、どの程度残存するのか。また、管理状況がどのようになっていっているのか等についてもあわせて調査した。その結果、各市町村役場において旧役場資料の保存の程度にかなりの差が生じていることがわかった。

現在、県下の各町村役場はそれぞれ独自の文書管理及び保存規程を設けているが、昭和の大合併以前の町村役場の文書管理や保存については、県や郡役所の影響を強く受けていたことが知られているものの^①、その実態については不明な点が多い。そもそも、鳥取県では近代行政村がどのような簿冊をどのくらい作製し、どのような保存年限を設け、管理していたのかよくわかっていない。

本論では、当館や市町村役場が保存する庶務規程や簿冊目録等を参考に、明治・大正期の各町村役場がどのような文書管理を試みようとしていたのか。それに対して県や郡役所がどのように関わっていたのか、また、県や郡が町村役場を対象にいつ、どのような内容の「処務規程」や「文

書保存規則」を示してきたのか、その変遷や背景を明らかにしたい。

一 戸長役場時代の文書管理及び文書保存

廃藩置県後、鳥取県が島根県に合併される以前、即ち明治四年から九年の間に鳥取県が各役場の文書管理や保存に関して示した指令の先駆としては、明治六年一月五日付で出された「大小区長正副戸長事務章程」が挙げられる^②。この章程は、他府県同様、同年七月十七日付で太政官から出された「府県事務受渡規則」を基に制定されたはずだが、鳥取県の場合、同年一二月に実施された大区・小区制の実施の影響も併せて考えるべきである。この事務章程は全一八条から成るが、最後の第一八条は、区戸長の事務引継について規定している。ここでは、引継目録や演説書の雛形とともに引継を行うべき諸帳簿の名前を四六種類挙げており、役場が作成すべき簿冊の方向性を定めたものとして重要である。この事務章程が鳥取県内で実際にどの程度実用性を持ったのかについては別稿で改めて検証したい。

その後、明治九年八月二日に鳥取県は島根県に合併されるが、この事務章程が島根県時代に定められる「戸長事務手続書」と連続性があるのか、また、いわゆる三新法の

影響を鳥取県域の各役場がどのように受けたのか県資料の欠落等が甚だしく明らかにしたい。ところで、島根県時代には後の文書管理規程の淵源に当たる達が見られる。

まず、明治一二年一月に出された戸長事務に関する布達^③がそれに該当する。この布達は前年七月二二日定められた三新法とほぼ同時に出された太政官第三二号達を受けたものである。この布達は、一三の条目を列挙するだけであるが、この条日のより詳しい内容を示しているのが、同年一月二七日付で示達された「戸長事務手続書」（島根県乙第一二号達）である。上述のようにこの手続書は、明治六年に定められた「大小区長正副戸長事務章程」との関係は不明である。この中の第一二条「諸帳簿保存管守ノ事」は二項から成るが、目録の作成とそれに基づく帳簿の点検を命じている。この「戸長事務手続書」は後世の「処務規程」ほど詳細な内容は持たないが、『現行鳥取県令規全集』によれば、明治二一年一月の「戸長役場処務規程」、明治二五年七月の「町村役場処務規程準則」へと代わっていくので、本県における町村役場の処務規程の起源と考えてよいであろう。

ところで、明治一四年九月に島根県より分離し、再置された鳥取県は、全国より一年早く、明治一六年四月一日から連合戸長役場制を実施している。埼玉県の場合、明治一

七年七月の連合戸長制実施前後に戸長役場が備置すべき文書の具体的な類例を示しており、連合戸長制の実施が文書行政上の大きな画期となったという。

さて、連合戸長役場制の末期にあたる明治二十一年一月四日、県はそれまでの「戸長事務手続書」に代わって、五章、五八条から成る詳細な「戸長役場処務規程」を示した。後の「町村役場処務規程準則」では県が、庶務規程の雛形である準則を作成し、町村役場はそれに基づいて各自役場の庶務規程を作成していく。この「戸長役場処務規程」の場合、そのまま各役場に配布され、各役場はこの庶務規程をそのまま役場業務に適応させようとしたと考えられる。

内容については、第一条で戸長役場の専掌を庶務、租税、会計の三つとし、更に各専掌の分掌について事務事項を定めている。ただし、この「戸長役場処務規程」内でも、文書を簿冊に編綴した後、文書目録に登録することを示達するものの、各役場が備置すべき帳簿の具体的な類例までは示していない。

一方、明治二十三年一月、内務省は各府県に対して行政文書の中心を現用文書に絞り込み、併せて文書管理の徹底を促す達を出す¹³が、これを受けて同年二月、当時の鳥根県は旧鳥取県域を含む県下の郡町村役場に対し記録文書、絵図等の保存について、目録の作成及び郡役所への提出、毎年

規程は、前年に出された「戸長役場処務規程」に基づいていた。この規程はその後、町村制の定着化の進展と更なる徹底化を図るため、明治二十五年七月二日付で「町村役場処務規程準則」へと改められる¹⁴。

ところで、「町村役場処務規程準則」の設定に当たっては、「市町村行政事務の監督を行うべき事項の要領」を定めた内務大臣訓令第三四八号の影響が大きかったことが知られており、鳥取もこの例外ではない¹⁵。この内務大臣訓令は、必要に応じて府県が、「1. 事務報告例 2. 巡視規程 3. 庶務規程準則 4. 出納帳簿式、出納検閲例規程 5. 市町村吏員事務引継順序 6. 其他諸帳簿ノ種類員数様式」等の制定を行うよう促している¹⁶。これを受けて、例えば、埼玉県の場合、「明治二十五年五月に内務省から市町村行政事務監督要領が県に訓令され、県では町村役場の事務の整理を計るため、その処務規程の準則を示達し、各町村を巡視し、監督することになり、このような状況を受けて、翌二十六年三月に埼玉県は、全九条からなる「町村役場処務規定準則」を示し、併せて「町村簿冊種類員数様式準則」をも定めている¹⁷。千葉県でも、内務大臣からの訓令を受け、県は各郡長宛てに訓示という形で、規程等の制定を促しており、同様の動きは他府県でも見られた¹⁸。

ところで、鳥取県にもこの内務大臣訓令は到達しており、

一回戸長や郡役所官吏の町村役場における書類と目録との照合、点検等を行う旨を示達している¹⁹。この達は、その後一〇年以上にわたって効力を維持し、鳥取県においても町村役場の文書管理において与えた影響は少なくなかった。当館に残る旧村役場資料の中にも郡長に宛てた前年度作成分の公文目録進達に関する記録が残っており、ある程度の効力があつたことがわかる²⁰。ただし、その一方で多くの役場では文書の保存、管理に関し、芳しくない状態であつたと思われる。連合戸長役場制の実施後、明治二十七年三月に県は郡、戸長役場に対して改めて諸帳簿の整理を促し、郡役所から書記を派遣し、諸帳簿の検査を行うよう命じている²¹。しかし、明治二十二年六月には、県から職員を派遣して各戸長役場の事務視察を行うこととしている²²。このような連合戸長役場に対する県や郡役所の視察、行政監督は、国一県一郡一町村といった官僚機構を徹底させる意味もあり、後述するように町村制施行後より強化されていく。

二 町村役場処務規程について

二―一 「町村役場処務規程準則」の成立とその背景

明治二十二年一月の町村制施行時の各役場における処務

これに基づいて鳥取県でも「庶務規程準則」が制定されたことは間違いない。ところが、他府県では「庶務規程準則」と同時に事務報告例や巡視規程等を府県の訓令をもって定めているが、鳥取県の場合、「町村簿冊種類員数様式準則」のみ県の訓令による制定の確認ができない²³。この点については、章を改めて検討する。

次に「町村役場処務規程準則」の内容を見てみる。まず、訓令を定めた鳥取県訓令第一一七号の冒頭には、「町村役場処務規程準則別紙ノ通相定メ候条、町村ノ状況ニ依リ適宜設定シ、郡長ノ認可ヲ受クヘシ」とある。「戸長役場処務規程」の場合は、県が各役場に規程そのものを押しつけていたようであるが、今回の準則は建前上、ある程度町村の実情に応じて設定できることになっている。その一方で、郡長の認可も必要としている。鳥取県の「町村役場処務規程準則」は、全三章、一二条からなり、先の「戸長役場処務規程」が全五章、五八条からなるのと比べるとかなり簡素化されている。これは、「町村役場処務規程準則」の成立と同時に「町村吏員服務心得準則」が別個制定され²⁴、庶務規程から分離したことに拠る。

「町村役場処務規程準則」の第一章の「分掌」、第二章の「事務順序」等は、詳細な点で埼玉県とは異なるものの、ほぼ同じ構成からなると考えてよい。特徴的なのは、鳥取

県の場合、第三章に比較的詳細な「諸文書保管」の項を持つことである。この項で初めて各町村役場文書の分類項目や保存年限、保存方法などが規定され、整理の指針を与えている。例えば、文書の保存年限は無期と五ヶ年の二種類と決定し、無期保存に該当するものは一四種、有期（五ヶ年）保存のそれは八種類の例を挙げている。文書保存については、後に詳しく検討するが、「町村役場処務規程準則」制定の前年七月、すでに「郡役所文書保存規程」に準じた町村役場の文書保存規程作成を促す訓令が出されているが、諸資料からは、この「町村役場処務規程準則」中に含まれる文書保存の項目との関連は明らかでない。

埼玉県の場合、文書管理、保存については、「町村役場処務規程準則」第五条に「帳簿ハ部類ヲ分チテ編冊シ、目錄ヲ付スルノ必要アルモノハ之ヲ冊首ニ記載スヘシ。諸帳簿書籍類ハ別ニ其目錄ヲ調製スヘシ」と述べるだけで、町村が備えるべき簿冊については、同日に出された全四条から成る「町村簿冊種類員数様式準則」が、各町村役場が備置すべき簿冊の具体的な類例を示して補っているものの保存年限の区別などは示していない。この他の府県でも、庶務規程準則には完結文書の分類、編綴保存については全く触れられていないという。鳥取県の場合、庶務規程準則内に町村役場が備置すべき簿冊の表題や保存年限を比較的詳

部のものに限られる。

① 智頭郡口佐治村役場の例

現在のところ鳥取県内で最も早く「町村役場処務規程」の設定が確認できるのは、県東部の口佐治村（現鳥取市佐治町）のものである。口佐治村は、明治二五年九月二十九日付で、「村役場処務規程」の雛形を郡役所に提出したようである。同年一〇月五日に郡長から庶務規程設定の認可を受けている。県が同年の七月二一日付の訓令を出してから約二ヶ月後のことである。庶務規程の体裁及び内容は、県が示した「町村役場処務規程準則」を手書きでほぼそのまま引き写しただけである。口佐治村が、比較的早く村役場処務規程を作成し、郡役所に提出できたのは、逆に鳥取県訓令が村役場へ到達してから、準則の文言をほとんど加除することもなく作成したからであろう。なお、口佐治村は明治四三年に中佐治、上佐治村と合併し、佐治村となったため、明治四三年以降は新たに庶務規程を設けたはずである。

② 気多郡日置村役場

次に日置村の場合を見てみる。まず、明治二五年一二月二日付で日置村を含む気多郡の村々は一斉に、郡役所に対して庶務規程及び「村吏員服務心得」の雛形を郡役所に提出し、同年一二月一六日に郡長から「村役場処務規程」

細に示したために、他府県のように県の訓令を以て役場が備えるべき簿冊の種類様式を示す必要がなかったのであろうか。但し、後述するように鳥取県でも「町村役場簿冊種類員数様式準則」が示されていた形跡がある。この点については後に検討する。

また、規程準則の最後に当たる一二条は、「保存期限満了ノ文書ハ町村会ノ議決ヲ経テ之ヲ廃棄ス。保存期限満了ノ文書ト雖モ尚ホ其保存ヲ継続スルノ必要アルモノハ更ニ相当ノ期限ヲ定メテ之レヲ保存シ、又ハ無期保存ト為スヘシ」とあり、不用文書の廃棄手続きについては町村会の許可を義務づけている。また、必要に応じて有期限保存文書を無期保存に変更できることとし、文書廃棄に慎重な姿勢が見られる。この準則が定められた明治二〇年代半ばは、まだ年間に発生する文書数もそれほど多くなく、このような文言が盛られたものと思われる。

このような準則を受けて、各町村役場は実際にどのように対応したのであろうか。

二―二 「村役場処務規程」の実際―県東部の事例―

本節では各村役場が作成した庶務規程の具体的な事例について検討していくが、本稿が扱うものは、いずれも県東設定の認可を得ている。日置村の場合、一村だけでなく郡内の村々が足並みをそろえて庶務規程を定めているところが特徴的である。このような郡単位での庶務規程の統一化は、この後、大正時代に行われた改正の際にも同じ動きが見られる。日置村役場が設定した「気多郡日置村役場庶務規程」は、その後、大正元年一二月二〇日に改正に伴って消滅した後、日置村役場資料である「廃止村条例規則綴」内に編綴し直され、その体裁、内容等を確認できる（口絵参照）。それによると「気多郡日置村役場庶務規程」は印刷されたものであり、ほぼ県の準則に従ったものであることがわかる。これは気多郡内の他の町村役場で作成された庶務規程も同様であったものと思われる。

③ 智頭郡智頭村役場

智頭村（現八頭郡智頭町）役場では、郡役所に対して庶務規程設定の稟請が出されたのは、明治二六年五月一六日付で、郡長の認可は同年五月一九日付である。上の二例と異なり、庶務規程準則が県から示達されてから一〇ヶ月近く経過している。これだけ時間がかかった理由として、町村制施行時に富沢村との組合役場として出発した智頭村は、その後、明治二五年一〇月に分離が議決され、翌年の四月にそれぞれ独立村として分離したからであろう。分村の処

理が一段落した後に庶務規程の設定にかかったものと思われる。智頭村の「庶務規程」は、明治四五年六月六日に改正等により廃止され、その後、「規程改廃原本綴」に編綴し直され、その体裁、内容が確認できる。手書きのものであるが、上の二例同様ほぼ県の準則に従ったものである。

④ 八東郡安部村役場

安部村（現八頭郡八頭町）では、郡役所に対する庶務規程設定の伺いが提出されたのが、明治二十六年七月二日付で、郡長の認可は翌日付である。県の庶務規程準則が示達されてからほぼ一年経過しているが、規程設定にこれほど時間がかかった理由は不明である。その後、明治三三年及び大正八年に庶務規程の改正が行われていることが確認できるが、庶務規程の体裁、内容が確認できず、どのような庶務規程であったのかは不明である。安部村は、その後、昭和三十一年に次で取り上げる八東村と合併し、八頭村となる。

⑤ 八頭郡八東村・小畑村組合役場

最後の例は、八東村・小畑村（現八頭郡八頭町）組合役場のものである。「八頭郡八東村小畑村組合役場庶務規程」の設定は、明治三十一年四月二日の議会で決定されている。

にどの程度効力を発揮できたのかは甚だ疑問である。

三 「町村簿冊種類員数様式準則」について

前述のように、他府県の場合、内務大臣からの訓令第三四八号（「市町村行政事務監督要領」）を受け、「町村役場庶務規程準則」と同時に各役場が備置すべき簿冊の類例を示した「町村簿冊種類員数様式準則」等が訓令で示されている。

ところで、鳥取県の場合、「町村役場庶務規程準則」が各町村役場の持つ文書の分類項目や保存年限、保存方法などを規定し、整理の指針を示している。これを見れば、各役場が保有すべき役場文書の大枠は推定できる。ただし、庶務規程の文言では余りに大雑把であるので、より具体的な簿冊名を例示したものが必要となってくる。そのためか鳥取県でも明治二十六年二月頃までには、他府県と同様に各役場が備置すべき簿冊の具体例を示した「町村役場簿冊種類員数様式準則」を定めていた節がある。というのは、「町村役場簿冊種類員数様式準則」に基づき、「町村役場簿冊規程」を設定したことを示す資料が見られるからである。

まず、智頭村の場合は、明治二十六年二月二三日付で八上・八東・智頭郡長から郡内の村長宛に、「町村役場二備

現存する資料からは、村議会での決定の後、上の四例のように郡役所への稟請がなされたのか、または郡長から認可を得たか否かは不明である。また、八東村・小畑村組合役場の場合、上の三例に比べ、庶務規程の設定に相当時間がかかっており、これが初めての庶務規程ではない可能性もある。内容、体裁は、手書きで「吏員服務規程」、「文書編纂保存規定」を包含させた形をとっており、「役場庶務規程」と銘打ってあるものの、上の四例のように県が示した準則にはほぼ忠実に従った例とは大分異なる。特に全九条から成る「文書編纂保存規程」は、県の準則はもとより他の村役場の庶務規程中の文書保存の内容ともかなり異なり、独自のものとなっている。これについては後節で触れることにする。なお、八東村・小畑村組合役場は大正五年に合併し、八東村役場となり、昭和三十一年には、安部村と合併して八頭村となる。

以上、各役場が作成した庶務規程の実際を見てみると県の東部に限定してみた場合、わずかな例外を除き、明治二十五年から翌年にかけて、県が示した準則をそのまま引き写したかたちで作成していたことがわかる。つまり、「町村ノ状況ニ依り適宜設定」することもなく、県や郡からの指令に基づき準則に従って作成しただけである。このようにして設定された庶務規程が実際、各役場の文書管理や保存

(表一) 村役場庶務規程設定の実際例

村名	村から郡への稟請	郡の認可	備考
口佐治村	明25 9/29	明25 10/5	明治43の合併により消滅か県の準則の引き写し(手書)
日置村(気多郡内村々)	明25 11/12	明25 11/16	大元 12/20改正ニ依廃止県の準則の引き写し(手書)
智頭村	明26 5/16	明26 5/19	明45 6/6改正制定認可ニ付廃止県の準則の引き写し(手書)
安部村	明26 7/21	明27 7/22	規程の詳細不明
八東村・小畑村組合			明31 4/2組合村議会で決定「吏員服務規程」「文書編纂保存規程」を包含(手書)

フル簿冊ノ種類員数様式ノ儀ハ事務整理上重要ノ關係有之。
依テハ別紙之通準則相定候条、該準則ニヨリ設定、来三月
一〇日迄ニ認可、稟請スヘシ」という内容の郡乙達が出さ
れ、「町村役場簿冊規程準則」の雛形が添付されている。⁽³⁶⁾
智頭村では郡の達の期日より約三ヶ月遅れ、同年六月八日
に村長名で稟請が行われ、同月一〇日に郡長より認可を得
ている。その後、この役場簿冊規程は後章で検討する明治
三五年の鳥取県訓令第五八号の制定により自然消滅してい
る。

一方、日置村の場合は、明治二六年三月二四日付の高
草・気多郡長から郡内各村役場宛ての、「町村役場簿冊種
類員数様式準則別冊之通り相定メ候条、其役場ニ於テ適宜
規定シ、郡長之認可ヲ受クベシ。右相達ス」という達が出
されている。この達には智頭村のものとはほぼ同内容の「町
村役場簿冊規程」の雛形が添付されている。⁽³⁷⁾ただし、日置
村が実際に簿冊規程を作成したのかは確認できない。これ
ら「町村役場簿冊規程」の雛形は、埼玉県で定められた
「町村簿冊種類員数様式準則」とよく似た構成をなしてい
るが、例示している簿冊の具体名の数は、智頭村、日置村
とも四三種類である。⁽³⁸⁾

上述のように、他府県の場合、内務大臣の訓令を受けた
結果、「町村簿冊種類員数様式準則」が、府県訓令により

四 文書保存規則について

四一 「郡役所文書保存規則」の成立と 町村役場への影響

町村制施行当時、各町村役場には明確な文書保存規則は
存在せず、一章で述べたように鳥根県時代の明治一三年二
月に出された達（乙第九号）が建前上効力を果たしていた。
ただし、文書保存について具体例を示さず、また発令から
かなりの時間が経過した明治一三年の達では、町村制施行
後の状況には対応できなくなっていたはずである。

鳥取県は明治二四年三月五日に、町村役場に先行して全
一二条からなる「郡役所文書保存規則」を定めている。⁽³⁹⁾こ
れは前年五月の郡制公布と関係があらう。また、この「郡
役所文書保存規則」は、それより以前の明治二二年八月一
五日付で定められた県の「文書保管規則」の体裁や内容を
ほぼ忠実に引き継いでおり、郡役所文書の分類項目や保存
年限（無期、五ケ年、三ケ年、一ケ年）の設定、廃棄目録
の作成などは県の「文書保管規則」を基に規定されている。
後で見えるように、これら県や郡の文書保存規則は、町
村役場の文書保存規程の設定にも大きな影響を与えた。な
お、この「郡役所文書保存規則」はその後、多少の改正を

定められている。ところが、鳥取県の場合、「町村簿冊種
類員数様式準則」や「町村役場簿冊規程」の設定に関する
訓令等は「現行鳥取県令規全集」からは見いだせない。智
頭村や日置村の資料から、「町村役場簿冊種類員数様式準
則」や「町村役場簿冊規程」などの作成が郡役所の指令に
基づいていることは間違いなく、また、鳥取県の「町村役
場簿冊種類員数様式準則」等も内務省の訓令の影響を受け
た結果であることはほぼ確実であるが、郡役所に対して、
県又は内務省からいつどのような働きかけがあったのかは
不明である。

ところで明治二五年に設定された「町村役場処務規程準
則」中の第三章「諸文書保管」の項目は、「町村役場処務
規程準則」が出される以前に定められた県の「文書保管規
則」（明治二二年）や「郡役所文書保存規則」（明治二四年）
の強い影響を受けていたことがわかる。時間的には前後す
るが、次章では文書保存規則制定の流れを見てみたい。

加えつつ、大正一五年の郡役所廃止まで存続する。

一方、町村役場については、明治二四年七月二二日、鳥
取県訓令第一二二号により、それまで一〇年以上の間、町
村役場の文書保存の指針の役割を果たしてきた明治一三年
の乙第九号達が廃止され、即日鳥取県訓令第一二二号によ
り各郡役所に対して「町村役場文書保存方ハ、本年鳥取県
訓令第四三三号（郡役所文書保存規則…筆者注）ニ準拠シ、
保存規則ヲ設ケシムヘキ様取計フヘシ」と各町村役場が
「郡役所文書保存規則」に準ずる文書保存規則を作成する
方向が定められた。⁽⁴⁰⁾その後、明治二五年には文書保存につ
いての記載を含む「町村役場処務規程準則」が、翌明治二
六年には、前節で見えてきたように「町村役場簿冊種類員数
様式準則」や「町村役場簿冊規程準則」などが相次いで定
められる、文書管理や保存についての体制もかなり整理さ
れることとなった。

さて、『現行鳥取県令規全集』によれば、明治二四年七
月の鳥取県訓令第一二二号は、明治三五年九月の鳥取県訓
令第五八号を以て消滅するまで多少の改正を加えつつも一
〇年以上効力を持ったこととなっている。⁽⁴¹⁾

次節では町村役場の文書保存の方向性を定めた鳥取県訓
令一二二号を受けて、各村役場が実際にどのようなように対応し
たのか見ていく。

四―二 「村役場諸文書保存規則準則」の設定と 文書保存規則の設定

日置村役場資料には、明治二四年八月四日付鳥取県高草・気多郡長から日置村役場に宛てた訓令が残る。これによると、「村役場文書保存規則別紙準則」に依り設定。来ル九月一日迄三当衝へ報告スヘシ。右訓令ス」とあり、各村役場は早急に「諸文書保存規則」を作成し、郡役所に提出するよう要請している。また、この郡長からの訓令には「村役場諸文書保存規則準則」なるものが添付されている。残念ながら、実際に「日置村役場文書保存規則」が作成され、九月一日までに郡役所へ報告がなされたか否か資料からは確認ができない。

ところで、前述のように同年七月二二日には、各町村役場は「郡役所文書保存規則」に準じて文書保存規則を設定するよう県訓令第一二二号による指令を受けており、日置村の場合、八月四日には高草・気多郡長から日置村役場に「村役場諸文書保存規則準則」が示されていることを考えると訓令第一二二号の示達とほぼ同じ頃に「村役場諸文書保存規則準則」が作成され、示されたはずである。一方、「村役場諸文書保存規則準則」の内容については、県の訓令が郡役所の規程に準じるよう命じているので当然である

が、「郡役所文書保存規則」をほぼそのまま踏襲したものである。すなわち、全一二条からなり、各条目もほぼ「郡役所文書保存規則」を村役場に読み替えただけのものである。例えば、無期保存文書及び有期限保存文書の区別や類例は、ほぼ「郡役所文書保存規則」のそれを踏襲し、有期限文書も保存年限は、五ヶ年、三ヶ年、一ヶ年の三種類からなる。これは、翌年設定される「町村役場処務規程」でもよく似た内容が盛り込まれる。その一方で、八東村・小畑村組合役場の例のように、「文書編纂保存規程」が庶務規定に包摂される例も出てくる。

ところで、広島県の場合は、「町村役場簿書保存規程」を県の訓令により定めているが、日置村資料に見える「村役場諸文書保存規則準則」は、郡役所単位でこのような準則作成し、管内の各村役場に配布していたことも予想されるが、県又は郡のどのような指令に基づいて作成されたものなのか不明である。更に、現時点では、「村役場諸文書保存規則準則」に従って、実際に村役場文書保存規則を制定した例は一つも確認できない。

以上の流れを整理すると、明治二二年にまず、県の文書保管規則が定められ、その後、明治二四年に郡や町村役場の文書保存規程（規則）制定へとつながった。もともと、繰り返しになるが未端の町村役場での文書保存規則の制定

は確認されていない。鳥取県の場合、これら文書保存規程（規則）の流れは、更に翌二五年七月に制定された「町村役場処務規程準則」にも改めて示され、無期、有期保存文書の区別や類例は庶務規程と文書保存規則の両方に現れてくることとなる。一方、町村役場が作成すべき簿冊は、おそらく明治二六年頃に示達されたと思われる「町村簿冊種類員数様式準則」及び「町村役場簿冊規程」に従うよう考慮されたようだが、上述のように県内でこれらが実際に作成された痕跡は智頭村を除いて確認できない。明治二六年頃には、各町村役場が所有する文書の無期、有期の区別や種類、保存に関しては、それぞれ文言が異なる「町村簿冊種類員数様式準則」や「町村役場簿冊規程」に加え、庶務規程や文書保存規則など複数の規程、規則の準則が乱立する状況にあった。更に、県や郡の文書保存規則の影響を受けて明治二四年に作成された「村役場諸文書保存規則準則」は、有期限保存文書の種類を五ヶ年、三ヶ年、一ヶ年とするが、翌年、内務大臣の訓令の影響により制定された「町村役場処務規程準則」は、無期保存と有期限（五年）保存文書の二種しか示さない等統一性に欠ける。このように矢

のような形跡は見られず、どの村役場も文書保存に関して庶務規程中の条項で満足し、文書保存規則の作成までは行っていない。各役場は具体的にはどのような文書保存を考えていたのであろうか。いずれも県東部ではあるが、庶務規程の条項を例に見てみよう。

まず、口佐治村であるが、上述のように口佐治村が設定した庶務規程は、県が示した「町村役場処務規程準則」をほぼそのまま引き写しただけで、無期保存（一三種類）と有期保存（八種類）の類例を列挙するだけである。また、智頭村の場合は、無期保存（一三種類）と有期保存（七種類）、さらに日置村では無期保存（一二種類）と有期保存（八種類）と若干異なるものの、ほぼ同じ内容である。これら三村の庶務規程が定める文書保存の狙いがどれだけ各村役場の実務に反映したのか、あるいは業務上作成される文書、簿冊を庶務規程にどれだけ忠実に合わせたのか、この頃の簿冊目録が残されていないため不明である。

一方、非常に個性的なのは、八東村・小畑村組合役場の庶務規程内に含まれる「文書編纂保存規程」である。前述のとおり、他の村役場の場合、庶務規程内に示される無期、有期の区別と文書保存規則内に示されるそれは元来、非常に似通っており、一本化されてもおかしくない内容である。八東村・小畑村組合役場の例は、その一本化が行われた例

が自由でできそうなものであるが、現存する資料からはそ

(表一) 八東村・小畑村組合役場の定める簿冊名称及保存期限

庶務ニ関スルモノ	戸籍簿	無期保存	土地台帳	無期保存
	加籍目録	無期保存	地租根帳	無期保存
	除籍目録	無期保存	実測地図	無期保存
	異動目録	無期保存	営業台帳	無期保存
	種痘名簿	無期保存	荒地免租年季明季願帳及継年季願帳	無期保存
	学齢簿	無期保存	地種地目変換届帳	無期保存
	印鑑簿	無期保存	新開墾墾下年季願帳	無期保存
	兵籍簿	無期保存	土地納租者国庫業者異動通知書	無期保存
	職員及村会議員名簿	無期保存	荒地起返帳	五年保存
	寄留簿	無期保存	土地分合筆届帳	五年保存
	官報	無期保存	新開墾墾下年季明地価修正届帳	五年保存
	本県諸令達	無期保存	地目地種変換地価修正届帳	五年保存
	法例規関係簿	無期保存	歳入納額台帳	五年保存
	刑罰身代限り家資分散破産	無期保存	現金出納簿	無期保存
	統計関係簿	無期保存	歳出入訳簿	無期保存
	救助人名簿	無期保存	歳入整理簿	無期保存
	陸軍召集関係簿	無期保存	収入収支命令簿	無期保存
	書籍簿冊	無期保存	備品台帳	無期保存
	村会議員選挙名簿	六年保存	金銭支払証書綴	無期保存
	同選挙人名簿	六年保存	歳出入訳簿	無期保存
	議員選挙関係簿	六年保存	収入命令簿	無期保存
	戸籍関係簿	五年保存	支出命令簿	無期保存
	学事関係簿	五年保存	基本財産台帳	無期保存
	兵事関係簿	五年保存	村会議決書絡	無期保存
	勸業関係簿	五年保存	辞令録	無期保存
	衛生関係簿	五年保存	徴税令書絡	五年保存
	雑件関係簿	五年保存	諸簿領収書絡	五年保存
	伝染病患者名簿	五年保存		
登録税徴収名簿	五年保存			
書記登記簿	五年保存			
県会議員選挙名簿	五年保存			
衆議院議員選挙名簿	五年保存			
勤務簿	三年保存			
日誌	一年保存			
新聞綴	一年保存			

と言える。

表一は、八東村・小畑村組合役場の定める簿冊名称と保存期限を示したものだ、ここでは他の村役場では見られない「六年保存」を設けるなど、かなり独自なものとなっている。元来、県の定めた「町村役場規程準則」は、「…町村ノ状況ニ依リ適宜設定シ、…」とあることから、ある程度町村の状況を反映することを容認しているので、このようなかなり独自の庶務規程が作成されてもおかしくない。いずれにしても八東村・小畑村でこのような規程が作成された背景はよくわからない。

五 明治三五年鳥取県訓令第五八号の設定とその背景

『現行鳥取県令規全集』によれば、各町村役場に文書保存規則の制定を方向付けた明治二四年の訓令第一二二号は、その後改正を加えられることもなく、明治三五年の九月一日付の県訓令第五八号の制定に取って代わられ消滅する。ところで、この明治二四年の県訓令第一二二号の内容は、元来、町村役場の文書保存規程作成に係わるものである。ところが、この明治三五年九月に設定された県訓令第五八号は、各役場が備えるべき簿冊を例示したもので、内容的には本来、「町村役場簿冊規程」を雛形とする「町村役場

簿冊種類員数様式準則」に取って代わるべきものであった。事実、明治二六年二月の郡役所の達により設定、同年六月に認可された「智頭村役場簿冊規程」は、「明治三五年鳥取県訓令第五八号ニ依リ自然消滅」している。

さて、「町村役場ニ於テ事務整理ノ為備置スヘキ帳簿及文書綴ノ種類」を定めた明治三五年の県訓令第五八号は、「町村役場ニ於テ法律、命令ニ依ルモノ、外、事務整理ノ為備置スヘキ帳簿及文書綴ノ種類左ノ通定メ、明治三六年分ヨリ施行ス。本令規定ノ外、町村ニ於テ別ニ簿冊調製ノ必要アルトキハ郡長ノ認可ヲ受クヘシ。本令ハ町村一部事務ノ組合、学校組合及水利組合ニ準用ス」と郡役所、町村役場、水利組合役場に宛てて出されている。

この訓令第五八号では、簿冊表題に当たる「帳簿及文書綴種類」として、計四三種類を列挙しており、簿冊の内容に当たる「記載編綴心得」は、三三種類が列挙してある。このうち、例えば、「町村条例規則綴」は、「町村条例、營造物及財産管理規程、区長委員設置規程、吏員報酬給料旅費費用弁償額及其支給方法等総テ町村条例規則規程又ハ議決ニシテ将来ニ効力ヲ有スルモノヲ謄写シ、許可認可番号年月日又ハ議決年月日ヲ付記編纂ス。其全部廃止ニ属スルモノ一別冊ト為シ、或ハ部門ヲ分チ編纂スヘシ」と「記載編綴心得」には記されている。各町村役場はこの類例を基

に簿冊の作成することになった。

ところで、明治二〇年代半ばに県が様々な規程や準則を設定し、町村役場が保存すべき文書の類例を示してきたことはすでに見てきた通りである。この時期に敢えて各町村役場が備置すべき簿冊の詳細な指針を示した背景はどのようなことによるのであろうか。

当館には明治三〇年代半ば、県が行った町村役場や郡役所に対する巡察の報告書が残るが、それによると、各町村役場はもろろんのこと、町村役場を監督する立場にある郡役所でも簿冊の作成や管理の不徹底が報告されている。

例えば、『長官管内巡視一件書類』は、明治三四年七月から九月にかけてと、翌三五年四月に県の職員が郡役所や町村役場を巡視した記録だが、ほとんどの郡役所が町村役場に対する行政監督を徹底していないことや多くの町村役場で行政事務が不完全であることを報告している。このような結果を受けて、県は明治三五年九月に、県訓令第五七号で、「町村巡視規程」を設定し、町村役場の巡視を強化している。ただ、この明治三五年の「町村巡視規程」は原文が現存せず、詳細な内容は不明である。この他、当館所蔵資料によれば、「町村巡視規程」設定とほぼ同じ頃に「郡役所事務視察規程」なるものを設定したとある。『長官管内巡視一件書類』によると、明治三四年九月に県西部の巡

しやすきよう、どのような簿冊を備置すべきなのかより詳細な訓令を発したものと思われる。

明治三五年の訓令は、その後、若干の改正を加えながら、大正末期の郡役所の消滅や戦後の地方自治法の施行に伴い、町村役場への郡や県からの監督が無くなることにより失効したようである。現在、明治三五年のこの訓令を受けた結果、各町村役場で何か具体的な動きがあったような形跡は確認できない。

この他、上述のように明治二六年には、智頭村役場の例しか確認できないが、県内では、「町村役場簿冊規程」を設定していた役場が存在する。この明治三五年の訓令の影響はどのようなものであったのだろうか。智頭村の場合は、この明治三五年の訓令の結果、それまで存在した「智頭村役場簿冊規程」が自然消滅するが、これに取って代わる新しい「簿冊規程」が設けられたのであろうか。現在のところこの点も明らかにしがたい。

六 町村役場処務規程について―その2―

六一― 明治四五年「町村役場処務規程準則」成立の

背景とその内容

視を終えた鳥取県属山本尚郷は、その足で鳥根県庁を訪問し、鳥根県が行っている郡役所や町村役場に対する巡視、行政監督について情報を得ている。この時、山本は鳥根県が同年二月五日付で定めた「鳥庁郡役所巡視規程」を写して復命している。鳥取県が定めたと思われる「郡役所事務視察規程」はこの鳥根県の「鳥庁郡役所巡視規程」を参考にしたものと思われるが、『現行鳥取県令規全集』には「郡役所事務視察規程」なるものは見いだせない。

その後、県は「郡役所事務視察規程」に基づき、明治三六年七月から八月にかけても全ての郡役所の事務視察を行っているが、状況はそれほど変わっていない。更に明治三八年五月から六月にかけて県は県西部の三郡役所に対し、規程に基づいた二度目の視察を行っている。この時の復命書では、西部の町役場の視察状況を「簿冊ノ目録甚々不完全ナリ」と報告している。

以上のように見てみると、明治三五年の訓令第五八号の設定の背景には、各町村役場の行政事務が楽観的な状況にはないこと、この大きな原因として、各町村役場が、行政事務の増加にもかかわらず、「少数ノ吏員ヲ以テ百般ノ事ニ膺ラシメサルベカラサル」状況にあり、加えて郡役所の町村役場に対する指導、監督の不徹底から十分な文書管理、保存にまで至らないため、県として町村役場が参考になる規程を設定された「町村役場処務規程準則」は、その後、約二〇年間効力を維持し、多くの町村役場の庶務規程設定に影響を与えたが、明治四五年一月二五日に廃止され、同日鳥取県訓令第二号を以て新たに「町村役場処務規程準則」が定められた。

この明治四五年の改正の詳細な理由は明らかでないが、前年の明治四四年七月に市町村制が全文改正されたことや町村制の施行からすでに二〇年以上経過し、町村役場の機能の安定化や業務量の増加の一方で、明治二五年の庶務規程準則はわずかに全三章、一二条からしか構成されておらず、規程準則の記述が余りに大雑把にすぎること規程改正の原因と思われる。

今回の改正により、新しい庶務規程準則は、章立てを廃止し、全二五条から構成される。基本的な構成は明治二五年のものとは変わらないが、各条はかなり詳細となっている。文書保存については、以前の庶務規程準則同様、無期保存と五ヶ年保存の二種とし、無期保存に該当するものを一五種、五ヶ年保存のそれは七種とそれほど変化は見られない。

また、明治二五年の庶務規程準則では、最終条で不用文書の廃棄方法を設定していたが、今回の規程準則でも、第二四条で「保存期限満了ノ文書ハ町(村)会ノ議決ヲ經テ之ヲ廃棄スヘシ」とし、廃棄の手続きは全く変わらなかった。

た。ところで、明治二五年の庶務規程準則では、必要に応じて有期限保存文書の無期保存への変更も可能としていたが、今回の準則ではこの文言は盛り込まれていない。さらに、この第二四条は大正四年に改正を受け、その結果、「保存期限満了ニ至リタル文書ハ、主務係ニ於テ再閲ノ上、尚保存ノ必要アリト認ムルモノハ之ヲ延期シ、又無期保存ノ文書ニシテ法令ノ改正ニ依ルカ又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ保存ノ必要ナキニ至リタルモノハ町村長ノ決裁ヲ經テ之ヲ廃棄スルコトヲ得。」と、一転して無期保存文書についても廃棄への道が開かれることとなった。これは各役場が保管する文書量がかなり膨大となったことが一番の要因と考えられる。

また、各町村役場が作成した庶務規程は郡長の認可を受ける事とされてきたが、大正一一年に郡長の認可の必要はなくなり、郡長への届出だけでよいこととなった。この明治四五年の町村役場規程準則を受けて、各役場はどのように対応したのであろうか。実際の事例を検討してみたい。

六一二 「村役場規程」の実際―その2―

本節では各村役場が作成した庶務規程の具体的な事例に

日、施行は翌七月一日である。内容、体裁は、ともに県の規程準則をそのまま引き写したものである。智頭村の場合、ガリ版で印刷された「町村役場規程」のうち、「町」の字を抹消しただけとなっている。この印刷された庶務規程が智頭村だけに用意されたものとは到底考えられず、後に智頭町と合併することになる那岐村の庶務規程は筆跡なども智頭村のものと全く同じものを利用しており、或いは、八頭郡内の町村役場に一齐に配布したものと思われる。

第二四条の文書の廃棄手続きに関する改正については、県からの訓令が大正四年一月二二日付で出ているのに対し、大正四年一月二〇日にまず、町会（智頭村は大正三年、町制を施行している）での可決を経、さらに同月一日の稟請、同月一七日の郡役所の認可を得て改正、施行と非常に素早く対応している。また、改正も県が示したものに忠実に従っている。

智頭村の場合、改正は第二四条にとどまらない。第二四条の改正、施行と同時に文書の保存期限とその種類について定めた第二三条を大幅に改正しているが、その理由を「本規程保存書類簿冊ハ郡役所規程ヲ以テ各保存期別ヲ区分セラレタル」としており、郡役所の例規に基づき改正を行ったとしている。この結果、智頭町では、文書の保存期限を無期、二〇年、一〇年、五年の四種とし、各保存期間

について検討していくが、現在確認できるものは、やはりいずれも県東部のものである。

① 岩美郡蒲生村役場

現在、最も早く庶務規程の改正を行ったことが確認できるのは蒲生村（現岩美郡岩美町）のものである。附則第二六条によれば「明治四十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス」とある。村役場から郡役所に対して何時稟請がなされたのかは定かではないが、規程の末尾の文章によれば、「大正元年五月三十日、岩美郡役所指令受甲庶第八六七号認可」とあり、村役場からの稟請もそう遠くない日に行われたはずである。規程の内容、体裁は、ともに県の準則をほぼそのまま手書きで写したものである。同じく規程末尾の文章によれば、蒲生村では、無期保存文書の廃棄を緩和させた大正四年の県訓令第二四条に従い、大正五年五月に改正を行っているが、県が示した内容そのままの改正ではない。この「蒲生村役場規程」は、昭和二三年九月二四日に改正が議決されるまで適応されていた。

② 八頭郡智頭村（町）役場

智頭村では、郡役所に対して庶務規程改正の稟請がなされたのは、明治四五年六月六日付で、郡長の認可は同月八

日に属すべき簿冊の具体的な例を挙げている。これによれば、無期保存として五五種、二〇年保存として一二種、一〇年保存として九種を挙げ、これに属さないものを五年保存、さらに類例に当てはまらないものは適當の保存年限を定めるとする。智頭村の場合、この二〇年、一〇年保存の設定は、それより以前の大正元年二月二七日付で庶務規程第二三条の無期保存の項に「以上ノ文書中稍軽易ニ属スルモノハ二十ヶ年保存、十ヶ年保存トナスコトヲ得」という条項を追加しており、すでに準備されていたものであった。

昭和の大合併以前に県中西部の町村役場で保存年限に二〇年、一〇年を設けている例を未だ確認していないが、東部では以下でも見るように幾つか確認ができる。何故、この時期に郡役所の例に拠って、二〇年、一〇年保存を設けたか理由は定かではないが、あるいは大正三年の町制施行と関係があるのかもしれない。いずれにしても智頭町の場合は改正の経過が比較的よくわかる数少ない例である。智頭町はその後、昭和一〇年二月二〇日に那岐村、土師村、山形村を、翌年二月二六日には、富沢村を編入合併しているが、昭和一〇年の合併の際に庶務規程を改定している。この昭和一〇年に制定された庶務規程は、昭和二一年九月一日の役場機構の改革に伴い廃止されたという。

③ 気高郡日置村役場

日置村の場合は、郡役所から郡内の各役場に宛てて大正元年九月一七日付で通達が出されている。それによれば「町村役場処務規程ハ区々ニ相成候テハ遺憾ニ有之。既ニ認可セシモノヲ参酌シ、別紙及御送付候条之ニ準シ、至急御稟請相成度候」とあり、ガリ版で印刷された「気高郡何町村役場処務規程」なる雛形が添付されている。気高郡の場合、町村が別個に庶務規程を作成することを嫌い、先行して認可された庶務規程を参考に各役場が規程を作成するよう通達している。これでは、郡長の認可が第一義となり、各町村役場独自の状況を反映させることは難しい。

内容、体裁は概ね県の規程準則に沿ったものであるが、若干、手加えてある。特に最も異なるのは、第二条に配されている文書の保存期限とその種類について定めた部分である。「気高郡何町村役場処務規程」では、無期保存に該当する簿冊として一四種があげてあるのに続けて、二〇ヶ年保存が一種、一〇ヶ年保存が八種、五ヶ年保存が八種、類例として挙げてある。簿冊の具体例は、前述した智頭村ほど詳細ではないものの、無期、二〇年、一〇年、五年の保存年限は同じである。この部分だけは、県の規程準則とは大いに異なる。また、この「気高郡何町村役場処務規程」の設定には気高郡役所の影響が大きかったことが予

想されるが、何を参考にいつ作成されたのか等は不明である。更に、日置村の場合第二三条に設けられている文書の廃棄手続きに関する改正については、他の町村と異なり、大正十一年七月二二日付で申請がなされ、同年九月一日に郡長から認可を得るなど大変時間がかかっている。この理由もはっきりしない。

郡役所から示された「気高郡何町村役場処務規程」を受けて、日置村がどのような対応をしたのか現物が確認できないため不明である。おそらく、「気高郡何町村役場処務規程」をほぼそのまま踏襲した庶務規程を作成し、郡役所へ稟請、認可を得たものと思われる。

④ 八頭郡那岐村役場

那岐村（現八頭郡智頭町）の場合は、郡役所に対して庶務規程設定の稟請が出されたのが、大正二年二月二三日付で、郡長の認可は同月二五日付である。同月二八日に告示がなされ、施行は附則によれば三月一日である。県の訓令が示達されてからほぼ一年かかっているが、これだけ時間がかかった理由は不明である。内容、体裁は、ともに県の規程準則をそのまま引き写したもので、上述のように智頭村のものと筆跡も内容も全く同じものである。また、第二三条の「無期保存」の末尾に、何時どのような指令に基づ

くのか記載がないが、「以上ノ文書中稍輕易ニ属スルモノハ二十ヶ年保存、十ヶ年保存トナスコトヲ得」と墨書で追加書きしてある。この文言も智頭村のものと同様であり、おそらく、智頭村と同じ大正元年に追加されたものと思われる。ただし、那岐村の場合は、智頭村と異なり文言の追加に当たって、郡役所の認可を受けた形跡は見られない。さらに智頭村のように二〇ヶ年保存、一〇ヶ年保存にどのような簿冊が該当するのか具体的な類例は示していない。一方、第二四条の文書の廃棄手続きに関する改正については、大正五年二月から三月にかけて郡役所の認可を得て改正、施行しているが、県が訓令で示した内容に基づく改正を踏襲している。那岐村は昭和一〇年二月二〇日に智頭町に編入合併しており、この庶務規程はそれまでの間効力を持ったはずである。

⑤ 八頭郡八東村役場

八東村の場合、前述の他の町村役場よりやや遅れ、大正五年に庶務規程が作成されているが、これは、それ以前の八東村・小畑村組合役場がこの年四月一日に合併し八東村となったためであろう。八東村役場から稟請が行われたのは大正五年五月二九日付である、郡役所からの認可は大正五年五月三一日付である。内容、体裁は、手書きの写しで

ほぼ県の規程準則を写したものであるが、若干の手直しが見られている。第二四条の保存文書の廃棄に関する改正については、八東村の庶務規程が作成される以前の大正四年に県が訓令で改正を示していたこともあり、大正四年の内容を直接、庶務規程に盛り込んでいる。この他、庶務規程第二三条の無期保存の項に「以上ノ文書ニシテ稍輕易ト認ムルモノハ一〇ヶ年、二〇ヶ年保存トナスコトヲ得」という条項が盛り込まれている。これは、上で見た智頭村の場合とほぼ同じ内容である。八東村の場合、智頭村のように庶務規程の中に一〇年、二〇年保存の具体的な簿冊の類例が示されていないが、この庶務規程第二三条に基づき二〇年、一〇年保存の簿冊が定められたことは間違いないようである。簿冊の正確な記載開始年月日は不明であるが、おそらく八東村・小畑村組合役場時代の「大正三年から作成が始められたと思われる『簿冊目録』の冒頭には、簿冊保存期別表が載る。ここでは無期保存が四四種（うち廃棄可能が七種）、二〇ヶ年保存が二二種、一〇ヶ年保存が一六種、五ヶ年保存が二一種挙げられている。先の智頭町の場合と比べ、よく似た構成になっており、例えば、二〇年保存の簿冊については、表題や並び順が全く同じである他、無期保存のものについても共通点が多い。ただ、八東村の方が更に詳細に具体例を挙げている。この八東村の庶務規程は、

昭和二十三年一〇月二〇日に廃止されている。

⑥ 八頭郡安部村役場

安部村の場合は、明治四五年の県の規程準則を受けて、明治二六年七月に制定した庶務規程を全文改正したと思われるが、原文そのものは確認できない。ただし、安部村は大正四年に県が示した第二四条の文書の廃棄手続きに関する改正をほぼ忠実に実行している他、前述した町村役場同様、時期はややずれるものの、大正八年二月から三月にかけて、郡長の認可を得て改正、告示を行っている。このことからすると、おそらく安部村でも県の規程準則にほぼ従った庶務規程を作成していたものと思われる。

以上のように、明治四五年の県の規程準則を受けて、県東部の町村役場は明治二〇年代半ばに作成した庶務規程の全文改正を行っている。ただ、明治二〇年代半ばと異なり、幾つかの役場では、独自の庶務規程作成の動きが見られる。もっともこれは、郡役所の影響が大きいようであるが、郡役所が定めた例規、規程が全く確認できないため具体的な検証は不可能である。ところで、その郡役所も大正一五年に廃止されるが、各町村の庶務規程を見る限りではさしたる影響は出ていないように見受けられる。

その後、この明治四五年に県が定めた町村役場庶務規程

準則は、戦後の地方自治法の施行まで多少の改正等を受けつつ、引き続き各町村役場に対して影響力を示していくこととなる。

おわりに

本稿を執筆するに当たり、最も痛感したのは資料の乏しさである。『現行鳥取県令規全集』で、該当する県文書の件名までは探し出せても、欠落のため実際の内容まで確認できず歯がゆい思いを何度も味わった。また、明治・大正期の町村役場にとって極めて大きな存在であった郡役所資料の欠如にもしばしば果敢とさせられた。その一方で本稿の注釈を見てもわかるように、県の訓令や達の内容を知る上で、町村役場が保存してきた簿冊の負うところが大変大きかった。県が定めた準則に従い、町村役場は県からの文書は無期保存として扱ってきたが、これによって県が廃棄してしまった資料の内容が補われるというのは何とも皮肉なものである。

さて、明治以降、鳥取県でも他府県と同様、各町村役場は国や県・郡が示した準則の影響を強く受けてきた。細かい点では違いが見られるものの、大筋では鳥取を含む各府県とも国の指令に基づいて町村役場を管理する方向性で臨

(表-3) 八東村・小畑村組合役場の定める簿冊名称及保存期限

村名	村から郡への 稟請年(認可年)	保存 年限	第24条の改正/備考
蒲生村	不明(明45 5/30)	無期 5年	大5年5月(一部)/ 準則にほぼ従う。昭23 9/24改正
智頭村	明45 6/6(明45 6/8)	無期 20年 10年 5年	大4年12月(県訓令により改正)/ 準則にほぼ従う。大正3町制施行。第23条 も併せて改正。20、10年保存を追加。 昭10 2月の合併で改定。昭21 9/1廃止
日置村	不明(不明)	無期 20年 10年 5年	大11 7/22申請、9/1認可/ 準則に似た「気高郡何町村役場庶務規程」に 従う?
那岐村	大2 2/23(大2 2/25)	無期 20年 10年 5年	大5 2~3月に県のものに従って改正/ 準則にほぼ従う。20、10年保存を追加。 昭10 2/20に智頭町に編入合併
八東村	大5 5/29(大5 5/31)	無期 20年 10年 5年	訓令後の規程作成のため改正箇所を 始めから盛り込む/ 準則にほぼ従う。昭23 10/20改正
安部村	不明(不明)	不明	大8 2~3月に県のものに従って改正

んでいた。明治二二年の市制・町村制施行後、他府県では町村役場に対して庶務規程準則や役場が備置すべき簿冊を内務省や県の訓令に従って設定していくが、鳥取県でも基本的な流れはほぼ同じ経過をたどりつつ、県の訓令からはその設定を明らかにできないものや県や郡の示達にも係わらず、町村役場が実際には作成しなかった規則、規程等があることがわかった。この他、明治の後半から一部の役場では非常に独自性の強い規程を作成した所もあったものの、大半の役場では独自性を出すこともなく、準則をほぼ丸写しにした文書管理、保存規程を作成してきたことも明らかにした。

本稿では、各町村役場が県や郡の示した準則に基づき、どのような規程を作成し、或いはしなかったのか、また、それらの背景がどのようなものだったのかを明らかに出来たと思われるが、その反面、各役場における文書の管理、保存の理想と実態との乖離、実際の文書引継の状況についてまでは明らかに出来なかった。また、昭和に入ってから状況はほとんど検討できていない。これらは今後の課題である。さらに、今回は実例として県の東部の幾つかの町村を検討してきたが、今後、事例を増やしていくとともに、県中部や西部の例も比較検討してみる必要があるだろう。

【注】

- (1) 清水太郎「鳥取県における市町村公文書管理の現状と課題——市町村公文書保存支援事業から——」(『鳥取県立公文書館研究紀要』創刊号、2005)。
- (2) 鈴江英一「近現代史料の管理と史料認識」(北海道大学図書刊行会、2002)、第三章「町村制」における文書管理の性格」。この中で鈴江氏は、「内務省—府県—郡—町村という地方行政体制が確立していく中で、文書管理もまた中央が基本的指令を発し、地方官が指揮監督し、戸長役場・町村役場単位で管理することが、近代初頭の約二〇年の間に制度化された。…中央の指令によって地方の文書管理制度が形成されていく場合には、町村が作成する文書の様式、内容もまた全国的に規定されたものとなる」と指摘する一方で、「全国的規定性の枠の中にあつた、地方的な差異が存在する」としている。鳥取県の場合、基本的には同じ経緯をたどる。
- (3) 明治六年二月五日付鳥取県布告乙第三九一号。
- (4) 西村晃「広島県における戸長役場・町村役場文書の引継と管理——広島県山県郡芸北町旧村役場文書を事例として——」(『広島県立文書館紀要』第6号、2001)。
- (5) 広島県の場合、大小区戸長転任免ともなう「事務引継シ保存管守スヘシ」、「第二 毎年兩回ハ必目錄ニ引合せ、新旧帳簿ヲ点檢シ、雜亂紛沓ナキ様注意スヘシ」とある。埼玉県でも太政官の達を受けて、明治二二年に「戸長職務ノ概目取扱手續書」を示達しているが、どのような諸帳簿を保存、管守すべきか具体的には定めていないという(中嶋久人「上福岡市行政文書の成立過程(一)」(『きんもくせい』第5号、1999)、以下、中嶋氏論文(一)と略す)。
- (10) 例えば、埼玉県の場合、明治一七年五月一九日付「戸長役場備置ノ諸帳簿保存方ノ件」(埼玉県乙第五四号達)は、各町村役場が所蔵すべき帳簿を指定したという点で重要であるという(中嶋久人「上福岡市行政文書の成立過程(2)」(『きんもくせい』第6号、2000)、以下、中嶋氏論文(2)と略す)。また、原由美子「近代における地方行政文書保存関係資料I—埼玉県郡市町村の場合—」(『埼玉県立文書館紀要』第二号、昭和六二年三月)ではこの達の原文を載せる。
- (11) 明治二一年一月四日付鳥取県第一号達。
- (12) 「戸長役場処務規程」第五章「雜件」中の第四七条には、「令達告示其他ノ諸文書ハ毎年一月ヨリ順次仮綴ラナシ、翌年一月ニ於テ本綴ニ編製シ、番号ヲ付記シ、文書目錄ニ登記シ置クヘシ。」とある。
- (13) 明治一〇年二月に定められ、転任免の際に備え作成すべき簿冊として四六種類列挙しているが、鳥取県のものとは完全に一致するわけではない。前掲西村氏論文によれば、広島「事務引継規則」は、「県の政策を推進し停滞させないため簿冊編綴とその引継を通じて管理させようとした意図が窺える」と指摘する。
- (6) 「現行鳥取県令規全集 第三級」(鳥取県庁編纂、帝國地方行政学会発行、昭和一九年九月)は、明治一〇年から昭和二三年までの県の布告類をほぼ網羅しており、大変便利であるが、明治九年以前のものについての採録がない。加えて、明治九年から一四年にかけての島根県時代については、採録数が極めて少なく、戸長役場や町村役場に対する県の動きを知る事はできない。なお、鳥取県が発した例規の類例や変遷については、谷口啓子「鳥取県例規の変遷」(『鳥取県立公文書館報』第二二号、2003)に詳しい。
- (7) 明治二二年一月一日付「戸長職務ノ概目」(島根県甲第一一号布達)の第二条には「諸帳簿保存管守ノ事」とあるが、詳細な内容の記載は見られない。
- (8) 明治一一年七月二五日付太政官第三二二号達(輪廓附)。
- (9) 第二条の二つの項目は、「第一 諸帳簿諸書類ハ、他日ノ參査トナルヘキモノニ付、新旧ヲ不問嚴重目錄ヲ製
- (13) 明治一三年一月九日付内務省乙第三号達(輪廓附)。この達が内務省から示達された背景や埼玉県内における町村戸長役場の行政文書の管理・保存について与えた影響や意義については、前掲中嶋氏論文(一)に詳しい。
- (14) 明治一三年二月一六日付島根県乙第九号達。埼玉県では明治一三年一月一四日に内務省の達をほぼそのままの形で県達として示達している(前掲中嶋氏論文(一))。
- (15) 『自明治二二年至同二六年 庶務關係綴』(日置村役場(現鳥取市青谷町)、県史180)には、明治二二年五月二〇日付で戸長から郡長に宛てて、明治二二年分の公文目録が送られている。ここでは、八六種類の表題と各種簿冊の冊数が報告されている。
- (16) 「戸長役場備付ノ諸帳簿ハ常ニ整理簡明ナラサレハ事務取扱上煩雜渋滞ヲ来シ、就中、金錢出納帳簿及ヒ戸籍ノ如キハ最も忍^ニ付ス可ラサルハ勿論ニ付、自今郡長ニ於テ事務ノ都合ヲ見計、時々書記ヲ派遣シ諸帳簿ヲ検査セシムヘシ。此旨相達候事」(明治一七年三月一〇日付鳥取県乙第四九号達)。埼玉県では、明治一七年九月に戸長役場の文書管理を監視するために、郡吏または県官を派遣することが布達されている(中嶋氏論文(2))。一方、広島県でも明治二〇年三月に文書整理に関して、戸長に諸注意を与えているという(西村氏前掲論文)。

(17) 明治二〇年六月六日付鳥取県第五八号達には、県知事から郡役所、戸長役場に宛てて、「今般、各戸長役場事務視察トシテ当庁官吏ヲ派出セシム。…」と示達されている。

(18) 明治二五年七月二一日付鳥取県訓令第一一七号。

(19) 鳥取県に示達された明治二五年五月九日付内務大臣訓令第三四八号は、『地方制度』（鳥取県立公文書館蔵）に綴られている。

(20) 荒井信司「組織体と文書生成・管理―近代町村役場文書整理の前提―」（国立公文書館編『平成15年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文』二〇〇三年、所収）は、千葉県の事例を取り上げている。

(21) 兼子順「埼玉県における旧町村役場の文書整理とその実態―埼玉県比企郡大河村役場文書を事例として―」（『埼玉県立文書館紀要』第一六号、平成一五年三月）。また、埼玉県立文書館の白井哲哉氏の御教示によれば、埼玉県の場合も内務省の訓令は、明治二五年五月九日付の第三四八―三五〇号であるという。

(22) 千葉県では内務大臣訓令に基づく各郡長宛の県の訓示を受けて、明治二五年内に庶務規程準則や帳簿の種類・様式などを関する県訓令を実施している（前掲荒井氏論文）。この他、京都府の例については、京都府立総合資

料館資料課「京都府文書事務基本史料集成（2）―明治一四年四月―二七年二月―」（『資料館紀要』第二二号、平成五年）を参照。

(23) 『地方制度』（鳥取県立公文書館蔵）。

(24) 鳥取県では、『町村役場処務規程準則』に続けて、訓令第一一八号「町村吏員服務心得準則ヲ定ム」、一一九号「市役所庶務規程及吏員服務心得ノ件」、一二〇号「市町村事務報告例ヲ定ム」、一二二号「市町村出納検査施行項目ヲ示ス」、一二三号「市町村事務受渡例規ヲ定ム」が立て続けに制定されているが、事務報告例や出納帳簿式、町村役場の巡視については、明治二五年以前にすでに制定しているものもある。

(25) 明治二五年七月二一日付鳥取県訓令第一一八号。

(26) 兼子氏前掲論文及び原氏前掲論文。

(27) 荒井氏前掲論文では、千葉県の他、山梨、京都、埼玉の庶務規程準則について検討している。

(28) 『村条例規則綴』（口佐治村役場、県史一〇九）

(29) 『自明治二十二年至同二十六年 庶務関係綴』（日置村役場、県史一〇八）中の明治二五年一月二二日付、気多郡各村長惣代日置村長から郡長宛の文書には、「当気多郡各村役場処務規程及ヒ服務心得等本県訓令ニ依リ別冊之通り各村協議之上設定致シ度候条御許可相成リ度此段稟

申候也」とあり、朱を入れた手書きの庶務規程と服務心得が添付されている。

(30) 『廃止村条例規則綴』（日置村役場、当館整理番号一〇九）。

冒頭の索引目録によれば、「日置村役場処務規程」は、明治二三年に設定されたとなっているが、これは誤りであろう。また、この庶務規程は、「気多郡 村役場処務規程」と印刷されており、村名のところだけ「日置」と墨書されている。当時の気多郡内の各村役場には一斉にこの庶務規程の雛形が印刷、配布されたものと思われる。

(31) 『庶務規程・服務心得・簿冊規程』（智頭村役場、県史一〇九）。

(32) 『智頭町誌 上巻 自然・歴史』（智頭町、平成二二年一月）286頁。なお、『明治二十六年以降 規程改廃原本綴』（智頭町役場、県史一〇六）に綴られている庶務規程は、『智頭郡智頭村・富沢村組合役場処務規程』となっており、「富沢村組合」の部分が朱で抹消されている。県の訓令到達当初は、組合役場処務規程を準備していたことがわかる。

(33) 『明治二十六年以降 規程改廃原本綴』（智頭町役場、県史一〇六）。

(34) 『大正十四年以降 廃止条例規程綴』（旧朶風図書館資料一〇四）。

(35) 『八東・小畑村組合役場処務規程、受付簿（小畑村）、受信簿（八東・小畑組合役場）、受付簿（八東村）、雑書綴（八東村）』（旧朶風図書館資料一〇四）。

(36) 『明治二十六年以降 規程改廃原本綴』（智頭町役場、県史一〇六）。

(37) 『自明治二十二年至同二十六年 庶務関係綴』（日置村役場、県史一〇八）。

(38) 『智頭村役場簿冊規程』は、全三条から成り、簿冊の具体名数は四三種類である。一方、『町村役場簿冊規定』は、全四条から成り、簿冊の具体名数は智頭村と全く同じものが四三種類列挙してある。

(39) 他府県でも明治二五年から翌年にかけて、「町村簿冊種類員数様式準則」の類を作成しているが、千葉県は83種、熊本県では44種、京都府は45種、埼玉県は11種の簿冊名を挙げているという（前掲荒井氏論文）。

(40) 明治二四年三月五日付鳥取県訓令第四三三号。なお、この条文では第一〇条の次に第二二条、一三条と続くが、印刷ミスと思われる。

(41) 鳥取県では、実質的な郡制の発足は明治二九年一〇月からといわれる（『鳥取県史 近代 第二巻政治篇』235、240頁）。

(42) 明治二二年八月二五日付鳥取県庁達第六七号。

(43) ところで、訓令第二二一、二二二号の両訓令の文言からは、明治一三年乙第九号達の継続令規として訓令第一二二二号が出されたとは述べられていない。ただし、町村役場に関する文書保存規則制定の方向性が定められ、それに先行して郡役所でも文書保存規則が定められるなど、この明治一三年の達が、すでに時勢に合わなくなったことが廃止の大きな理由と思われる。

(44) 明治三五年九月一日付鳥取県訓令第五八号。

(45) 『自明治二十二年至同二十六年 庶務関係綴』（日置村役場、県史―180）。

(46) 西村氏前掲論文によれば、研究対象とした広島県山県郡芸北町を構成した旧町村役場では、実際に県の規程に基づいて「文書保存規程」が定められたのか疑わしいとしている。鳥取県の場合も庶務規程準則内に備置すべき簿冊の類例や保存年限を示しており、わざわざ「文書保存規程」を作成する必要はなかったのかもしれない。

(47) 広島県は「町村役場簿書保存規程」を明治二八年二月に定めている（西村氏前掲論文）。

(48) 『明治二十六年以降 規程改廃原本綴』（智頭町役場、県史―66）。

(49) 『明治三十四年八月 長官管内巡視一件書類 知事官房』（鳥取県立公文書館蔵）によれば、日野郡役所（明治三

される。

(53) 同右資料。この中の西伯郡の視察報告の末尾に載る、淀江町（現米子市）役場を視察（明治三八年六月三日）した記録に拠る。

(54) 『明治三十四年八月 長官管内巡視一件書類 知事官房』中の西伯郡役所提出の「郡状一斑」に拠る。

(55) 明治四一年七月二一日付鳥取県訓令第四五号及び大正二年九月一四日付鳥取県訓令第四二号により若干の改正が行われている。

(56) 大正四年一月二二日付鳥取県訓令第四三号。

(57) 大正一一年八月三〇日付鳥取県訓令第一三三号。

(58) 『村条例規則廃止絡 蒲生村役場』（岩美町役場現蔵、当館所蔵マイクロC―95―16）。

(59) 明治から大正への改元は、明治四五年七月三〇日であるので、「大正元年五月三〇日」は本来存在しない。

(60) 蒲生村の場合、第二四条の改正は県の訓令には忠実に従わず、廃棄の決定者を「村会ノ議決」から「村長ノ決裁」に変更しているだけである。無期保存文書の廃棄までは盛り込んでいない。

(61) 『明治二十六年以降 規程原本綴』（智頭村役場、県史―65）。

(62) 同右。

四年九月二二日巡視）について、「…一面町村行政ノ監督ノ任務ヲ帯ヒ、随分繁劇ナラント思考ス。然ルニ此ノ町村行政監督ノ事タル不行届ニシテ、近来、不整理ノ間へ最モ高ク、基ヨリ其實町村ニアリト雖トモ、郡役所ハ第一次ノ監督庁ニシテ常ニ直接之レカ監督ノ地位ニアレハ其ノ不整理ハ郡役所モ亦タ其實ヲ負ハサルヘカラス。…」とある。また、岩美郡大茅村（現鳥取市国府町、明治三四年七月二七日巡視）については、「書類保存ノ規程ハ無期、五年、三年、一年ナルモ、規程ノ通り実行シ居ラス」と報告している。

(50) 『各郡視察之復命書 明治三十六年 内務部長書記官』（鳥取県立公文書館蔵）によれば、冒頭「…郡役所事務視察規程ニ基キ各郡役所視察致候処、今回ノ視察ハ該規程御設定以來初度ニ有之、…」とあり、これ以前、規程に基づいて県が郡役所の視察を行ったことはないのので、この「郡役所事務視察規程」は、明治三五、六年に設定されたと思われる。

(51) 同右資料。

(52) 『明治三十八年 伯耆三郡事務視察復命書 知事官房』（鳥取県立公文書館蔵）によれば、冒頭、「今回ノ視察ハ視察規程制定後第二次ノ視察ナレハ…」とある。ここでいう「視察規程」は「郡役所事務視察規程」を指すと思

(63) 『智頭町誌 上巻 自然・歴史』438頁及び578頁。

(64) 『自明治四十三年至大正三年累年綴 例規綴』（日置村役場、県史―196）。

(65) 『明治三十八年調 現行那岐村規程類綴 那岐村役場』（智頭町役場現蔵、当館所蔵マイクロC―95―4）。

(66) 『大正五年 条例規程原本綴』（旧采風図書館資料―406）及び『大正五年 条例規程謄本綴』（旧采風図書館資料―217）に全く同文が載る。

(67) 『簿冊目録』（旧采風図書館資料―430）。簿冊の表題には作成開始年月日は記載されていないが、簿冊番号が「第四五五号」とあり、この「簿冊目録」に拠れば大正三年度の作成欄に見られる。

(68) 『大正十四年 廃止条例規程絡』（旧采風図書館資料―154）。

本稿は、「平成17年度公文書館専門職員養成課程修了論文」（国立公文書館）を、一部修正・加筆したものである。